

【Q&A よくある質問】

Q. 申請できる団体は、どんな団体ですか？

A：洲本市内に本拠を置く団体で、法人格の有無や種別は問いません。町内会やボランティアグループ、NPOが対象となります。但し、事業区分②③④⑥は、原則町内会のみを対象としています。

Q. 過去に「元気のもと基金助成事業」及び「つながり基金助成事業（平成25年度から平成29年度実施）」により助成を受けましたが、つながり基金助成事業で再び助成を受けることができますか？

A：「元気のもと基金助成事業」及び「つながり基金助成事業（平成25年度から平成29年度実施）」で助成を受けたことがあっても、つながり基金助成事業を申請し、助成を受けることができます。

Q. 事業の申請は、何回することができますか？

A：事業予定期間は平成30年度から令和4年度までの5年としており、その間、下記の通りの回数を申請することができます。

事業区分1	事業区分2	申請回数・条件
① 人のつながり交流支援事業		2回まで
	交流人口の増加に寄与する事業	3回以上可
② 安全・安心つながり支援事業		補助限度額に達するまで複数回申請可
③ 地域のつながり拠点施設支援事業	新築	補助限度額に達するまで2回連続申請可
	改修	補助限度額に達するまで複数回申請可
④ 伝統のつながり支援事業	事業費100万円以上	1回限り
	事業費100万円未満	2回まで
⑤ つながり豊かなコミュニティ支援事業		3回まで
	地域のバイオマス資源のエネルギー利用に資する事業	補助限度額に達するまで複数回申請可
⑥ 美しい街並み整備支援事業		補助限度額に達するまで複数回申請可

なお、団体名称の変更があっても、代表者が同じ場合、構成員の半数以上が同一

の場合、事業の内容や実施体制が類似する場合は、同じ団体からの申請とみなします。

Q. 補助の対象にならない事業は具体的にどのようなものですか？

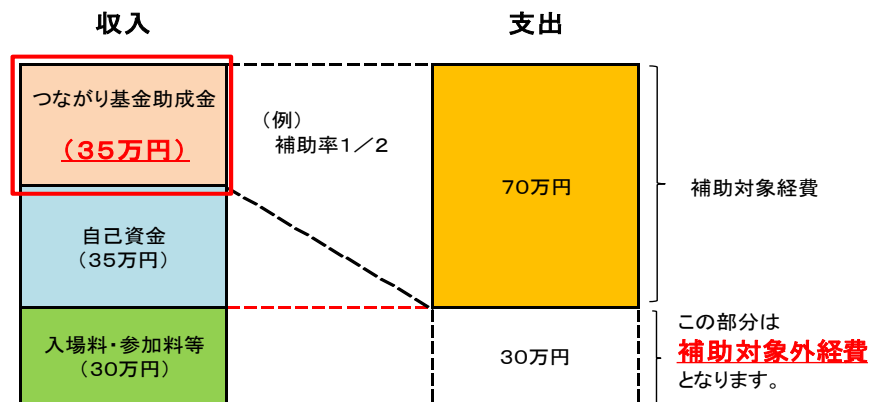
A：宗教、政治関連の事業や、営利を目的とする事業は対象になりません（一部事業に限り収益事業を認めています）。また、団体の会員同士の親睦等、事業の効果が多くの市民に幅広く還元されない事業は対象外とします。

また、市から補助金を受けている団体が、本来行うべき活動と同種の事業を実施する場合は対象外とします。

Q. 参加者から参加費や入場料をとって行う事業は対象になりますか？

A：参加者に入場料など、受益の負担を求めることを目的としたものも対象になります。但し、入場料・参加料等は補助対象経費から控除します。

※100万円の事業費に対して、
入場料・参加料等を30万円と想定して申請されている場合の例



事業全体（100万円）から、補助対象外経費（30万円）を差し引いた額（70万円）に、補助率1/2を乗じた額（35万円）が、市からの助成金額となります。

Q. ⑤つながり豊かなコミュニティ支援事業の対象はどのようなものになりますか？

A：町内会が地域の活性化や魅力あるコミュニティづくりに取り組む新たな事業を幅広く対象としています。但し、従来から町内会で行っている祭、草刈、清掃活動、親睦行事などは対象としていません。新規又は拡充する取り組み事業を

対象としています。

Q. ②安心・安全つながり支援事業で対象となっている「防犯カメラ」の設置にあたり、撮影する場所についての要件はありますか？

A：以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所でなければなりません（満たさなければ補助対象外となります）。

- ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。
- ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。
- ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。
- ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。

Q. 補助の対象にならない経費はどのようなものですか？

A：別表第2の補助対象外経費欄のとおり、助成団体員への謝礼、記念品、日常的な交通費、個人に帰属する物品、備品、お酒は対象とすることができません。講師などの宿泊時における食事代も対象外とします。

Q. 4月1日から事業を開始しています。事業承認決定になる前に支払った経費は、補助対象になりますか？

A：令和3年4月1日以降に支払った経費は対象とします。それ以前に支出した経費、例えば令和3年4月1日以前に支払った会場の使用申込料などは、対象とすることができません。また、予算の範囲内で助成を行うため、申請多数の場合は、全額助成できない場合があります。

Q. 領収証のない経費を対象とすることができますか？

A：領収書のない経費は対象とすることができません。必ず支出経費については、領収書を保管して下さい。領収書は、購入内訳がわかるような表示にしてください。

Q. 申請時には購入予定備品などの見積書は必要ですか。借上料の場合は料金表などの提出は必要ですか？

A：支出経費の根拠になる資料は、出来る限り詳しいものを添付してください。金額の大きなもの（単品単価が5万円を超えるものや工事費）は、見積もりを添付して

ください。

Q. 助成金はどのように計算しますか？

A : 助成限度額が 50 万円で、補助率が 1/2 の事業の場合、総事業費が 200 万円の事業を行うとすると下記のようになります。

補助対象事業費の上限は 100 万円となり

- ・ 助成金 $100 \text{ 万円} \times 1/2 = 50 \text{ 万円}$ (上限)
- ・ 自己資金 $200 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 150 \text{ 万円}$

※助成金は、補助事業費に補助率を乗じて千円未満を切り捨てた額になります。

(例 : $125,000 \text{ 円} \times 1/2 = 62,500 \text{ 円} \Rightarrow 62,000 \text{ 円}$)

Q. 事業終了後、当初の予定より事業費が大きくなってしまった場合にはどうなりますか？

A : 当初の予定より事業費が大きくなってしまった場合でも、助成金承認決定額を超える助成はできません。当初の予定より事業費が小さくなった場合には、その事業費に対して助成額を算出し助成することとします。

例 $800,000 \text{ 円} \times 1/2 = 400,000 \text{ 円} \Rightarrow$ 事業費が 900,000 円に増額になった場合でも助成金の上限は 400,000 円になります。

例 $800,000 \text{ 円} \times 1/2 = 400,000 \text{ 円} \Rightarrow$ 事業費が 600,000 円に減額になった場合 $600,000 \text{ 円} \times 1/2 = 300,000 \text{ 円}$ になります。

※事業費に変更が生じる場合は、必ずお早目にご相談ください。

Q. 交付決定を受け、事業を実施した結果、補助対象事業費の下限額より事業費が低額になった場合にはどうなりますか？

A : それぞれの事業区分において、事業費の下限額を設けています。採択条件として、下限額を上回ることを条件としており、下回った場合は助成対象事業とすることができません。

事業区分 1	事業区分 2	事業費下限額
① 人のつながり交流支援事業		10 万円以上
	交流人口の増加に寄与する事業	100 万円以上
② 安全・安心つながり支援事業		下限無し
③ 地域のつながり拠点施設支援事業		50 万円以上
④ 伝統のつながり支援事業	大規模なもの	100 万円以上
	小規模なもの	10 万円以上

⑤ つながり豊かなコミュニティ支援事業		下限無し
	地域のバイオマス資源のエネルギー利用に資する事業	50万円以上
⑥ 美しい街並み整備支援事業		下限無し

Q. 事業承認を受けて実施を予定していましたが、事情により事業を実施することができなくなりました。どのような手続きが必要ですか？

A：事業を中止せざるを得ない場合は、様式第4号のつながり基金助成事業中止（廃止）申請書をご提出ください。この場合でも事業実施した回数に算定いたします。申請可能回数にご注意ください。

Q. 事業が完了してから、実施報告書と実績報告書はいつまでに提出すればいいのですか？

A：事業終了後30日以内の実績報告書と実施報告書を提出していただきます。事業が完了次第、速やかにご提出ください。年度末において実施する事業についても、3月末までに提出していただく必要があります。

Q. 実績報告書にはどのような添付書類が必要ですか？

A：実績報告書提出時には、募集を行ったチラシ、パンフレット、イベントの開催状況がわかる写真や新聞記事、集会所の補修は、補修前と補修後の写真、備品購入については、購入した備品の写真を添付して下さい。

Q. 助成金の振込はいつごろになりますか？

A：実績報告書を提出していただき、実施内容を確認し、助成金確定通知を行った後に請求書を提出していただきます。請求をいただいてから1か月程度でお支払いさせていただきます。

Q. つながり基金助成事業に市からの後援はしてもらえますか？

A：事業に関する後援名義は受けられます。あわせて、事業で配布するチラシやパンフレットに「洲本市つながり基金助成事業により実施しています」と掲載して下さい。